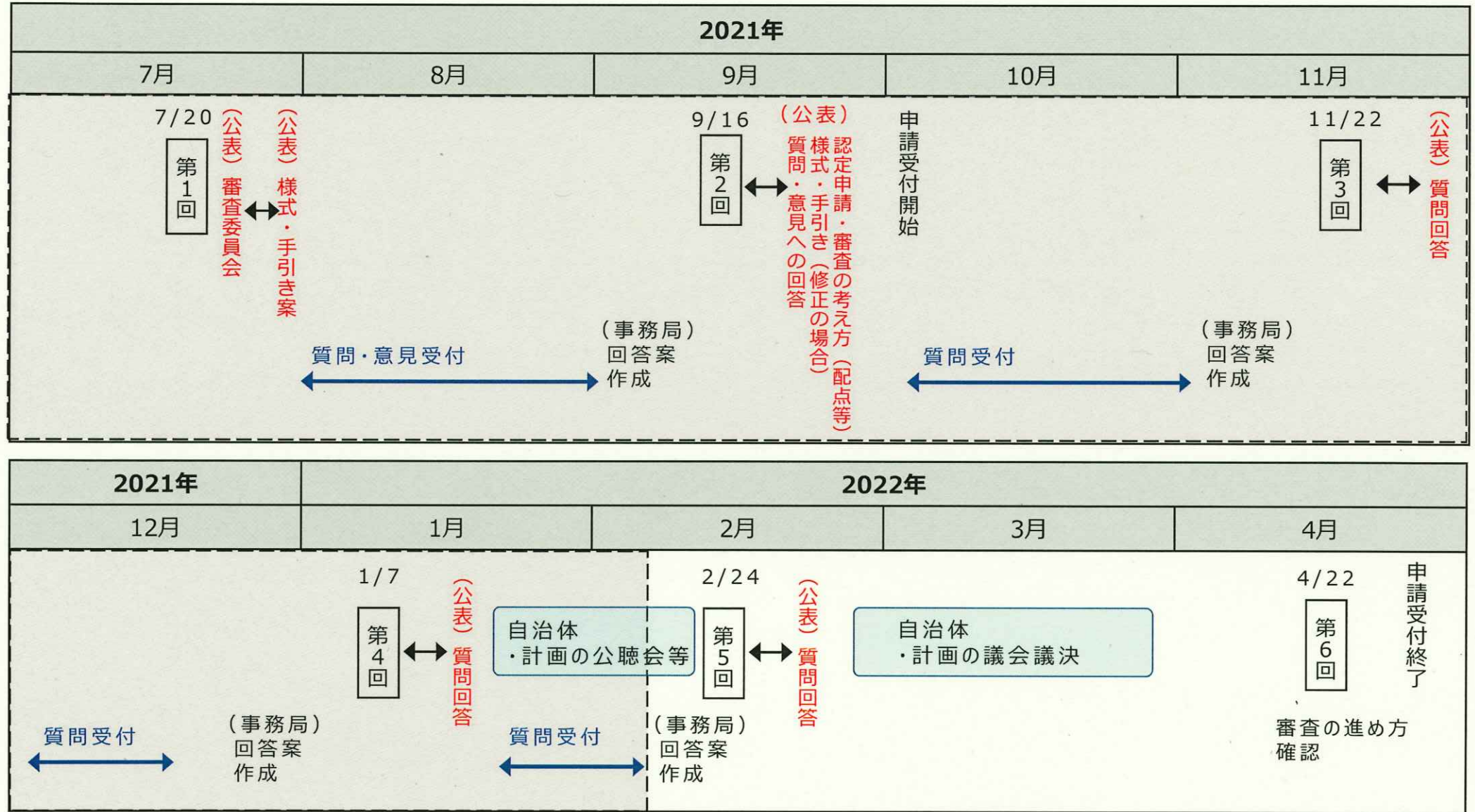


ご説明資料

令和4年2月

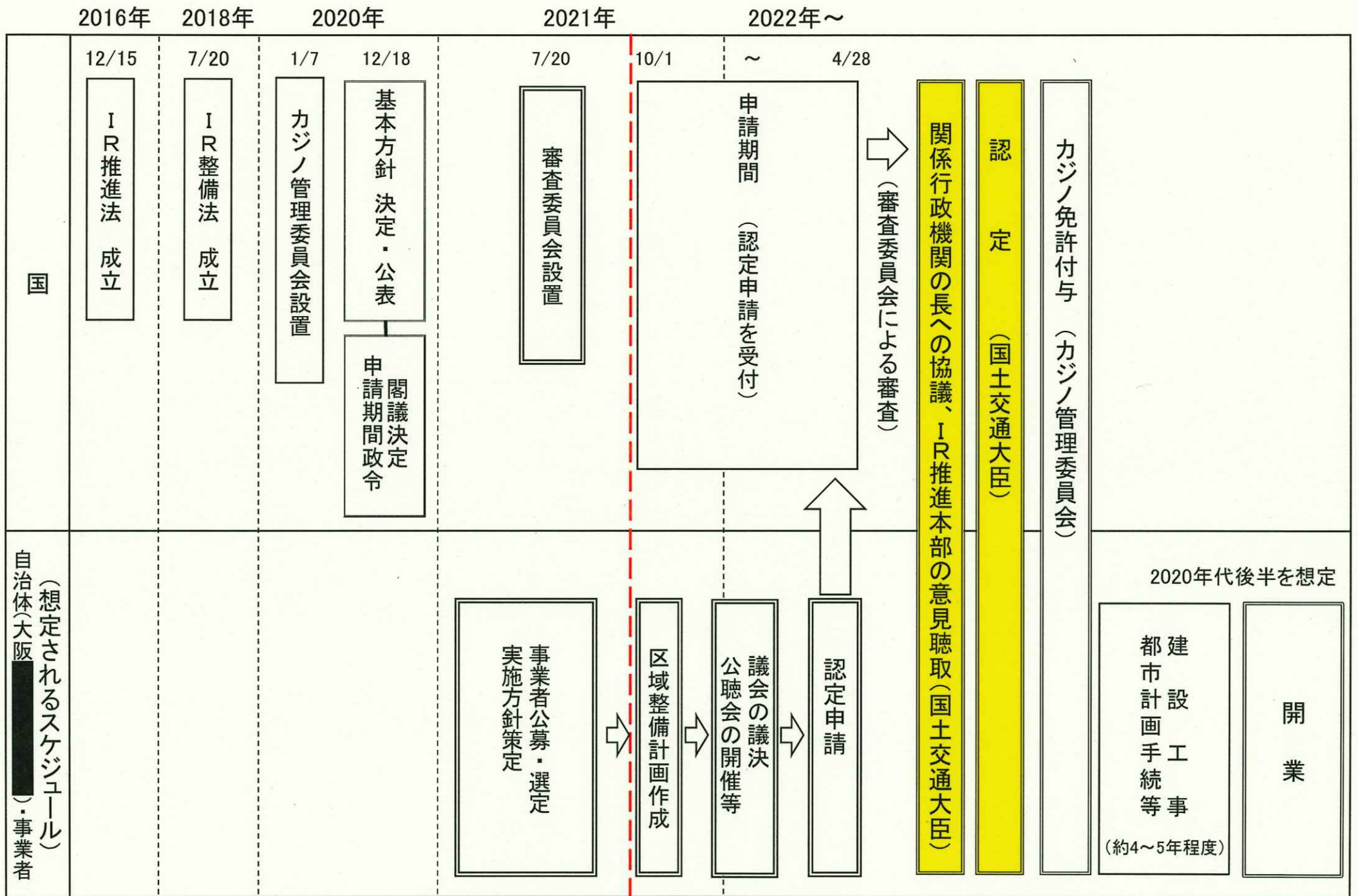
1. 現状の動向とスケジュール

スケジュール<申請受付終了まで>



(補足)

- ・質問・意見受付の対象は、IR整備法に基づく実施主体となりうる地方自治体(都道府県又は政令市)とする。
- ・質問回答は、申請者に共通で理解してもらうため、区域整備計画の申請者の権利、利益等を害するおそれがある部分を除き、公開する。
(質問提出の際に、こうした内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすることの記載を求める。)



既に実施した手続き | 現在実施中の手続き



各地域の計画について（2022年2月18日時点）

	大阪府市	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本MGMリゾート ・オリックス ・関西地元企業を中心とする少数株主（20社） 	
場所	夢洲	
投資規模 (開業時まで)	1兆800億円	
開業見込	2029年秋～冬頃	
年間来訪者数 (うち外国人)	2,000万人 (600万人)	
年間売上 (うちカジノ)	5,200億円 (4,200億円)	
自治体への納付金	1,060億円	
最新の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・区域整備計画（案）の公表・パブコメ、公聴会、住民説明会を実施済。 ・2/16、区域整備計画を公表。また、府市と事業者の間で、各者が負う費用負担の責務等を定める基本協定を締結。 	

委員会の日程<申請受付終了(本年4月28日)まで>

第5回 2022年 2月24日(木)13:00~(2時間程度) (ハイブリッド形式)

第6回 2022年 4月22日(金)15:15~16:45 (ハイブリッド形式)

(※)留意点

- ・ハイブリッド形式の会議は、竹内委員長、山内委員長代理のみ対面参加。

2. 評価基準の項目ごとの評価方法 (ベンチマーク)の検討状況

評価基準の項目ごとの評価・採点方法について(案)

- 評価のベンチマークの検討については、以下の方針を進めていくこととしたい。
- 具体的内容は、今後、初回審査の担当の先生に個別に相談させていただきつつ、検討を進めてまいりたい。

■ 評価に当たって留意すべき内容の検討

評価基準の内容に沿って、以下3点を確認

①国内外の同種事例の状況（シンガポール等のIRや、国内類似施設の状況）

- ・例えば、評価基準⑩「宿泊施設の規模」であれば、手引きに沿って、機能(客室の広さ、構成、設備に関する事例(客室(スイートルーム含む)ごとの床面積等、レントブル比、動線等))及び規模(全客室の床面積等)に関する事例を確認。

評価基準⑩「宿泊施設の規模」

諸外国のIRにおける宿泊施設と比較して、客室の広さ、構成、設備が国際競争力を有するとともに、IR区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模を持つことが求められる。

②IR基本方針や政府の観光戦略における記載

- ・IR基本方針における意義・目標に関する記載事項や、政府の観光戦略(観光立国推進基本計画等)における関連記載箇所(例えば、訪日外国人旅行者の多様なニーズに併せた宿泊施設の整備等)の作成

③その他、評価に当たって留意すべき事項があれば追加要素として検討

- ・例えば、来訪者数の需要検討に当たっては、世界における市場環境や、需要の奪い合いをどう考えるか、来訪者が増えると依存症患者増加につながる点をどう考えるかという観点を検討。



■ 評価基準を踏まえ「高く評価する」内容の検討

- ・評価基準の記載内容に沿って、「○○については、○○(上記①)を参考とし、それを上回るものは「優れている」以上と評価する。その際、○○の要素(上記②、③)は加味する。」というベンチマーク(指標)を作成する。
- ・その際、配点を更に細分化する必要があるものについては、項目を細分化し配点を割り振る。

ベンチマーク検討状況

評価基準(配点)	前回(1/7)	今回(2/24)
①IR区域全体のコンセプト(30点)	○	
②IR区域内の建築物のデザイン(30点)	○	
③IR施設の規模(10点)	○	
④ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード(30点)	○	
⑤MICE施設の規模(20点)	○	
⑥MICE施設の機能・設備等(50点)	○	
⑦MICEの誘致・施設の運営方針等(50点)	○	
⑧魅力増進施設(50点)	○	
⑨送客施設(50点)		○
⑩宿泊施設の規模(20点)	○	
⑪レストラン等の付帯サービス(10点)	○	
⑫宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制(30点)		○
⑬その他観光旅客の来訪・滞在促進施設(30点)		○
⑭カジノ施設のデザイン・配置(20点)	○	
⑮IR区域への交通利便性(5点)	○	
⑯IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等(15点)	○	
⑰MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果(50点)		○
⑱地域経済への効果(50点)		○
⑲2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)		○
⑳IR事業者等の事業遂行能力(50点)		○
㉑財務の安定性(50点)		○
㉒防災・減災対策、コロナ等の感染症対策(50点)		○
㉓地域との良好な関係構築のための取組(50点)		○
㉔カジノ事業の収益の活用(50点)		○
㉕依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(150点)		○

ベンチマークの記載内容に係る考え方の見直しについて(案)

○前回審査委員会での指摘事項を踏まえて、ベンチマークの内容を再整理した。

<前回委員会(2022/1/7)指摘事項>

- ・「シンガポールIR等の事例を超えているか」といった記載を「優れている」の水準においているが、コロナの影響で世界経済が痛んで、将来見通せないという状況の中で、コロナ以前のを全てにおいて超えられるかという点もよく考えるべき。
- ・ベンチマークの内容は、審査委員会が社会的に「これなら大丈夫」ですという考え方であるべきであって、その基準を上げすぎると、どの地域もダメになってしまうか懸念される。
- ・各地域の区域整備計画の検討状況も踏まえつつ、改めてベンチマークの考え方を整理すべき。



<ベンチマーク検討に当たっての新たな考え方>

- ・ IRが2020年代後半に開業することが想定されることを踏まえると、認定審査の段階における具体的な内容は、開業時にはその内容が古くなっている可能性があり、こうしたことを踏まえ各地域の計画の提案がなされる可能性がある。
- ・ このため、区域整備計画の評価基準に基づく審査に当たっては、同種事例にも留意しつつ、具体的な内容よりも、どのような考え方で計画しているかという方針を評価するものとする。ただし、IR施設の規模や、MICE件数や観光客の増加数など、数字で評価すべきものは数字の内容を確認するものとする。
- ・ なお、検討するベンチマークについては、あくまで評価の例示であって、個別具体的な評価の判断に当たっては、区域整備計画の記載内容を踏まえて行うものとする。

ベンチマーク検討状況

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)								
9. 送客施設 (50点)	IRへの来訪者を各地の魅力ある観光地に送り出すために、各地の観光の魅力を伝えるショーケースとしての機能や、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うコンシェルジュとしての機能を、十分に果たすものであることが求められる。また、各地の観光地へのMIC E施設利用者をはじめとするIR来訪者の送り出しや、送客先の観光地づくりとの連携など、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ①送客施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ②送客施設の業務の実施体制及び実施方法 	なし	<p>・方針について、以下①～③で例示する観点など、各地の観光の魅力を伝えたり、旅行者に必要なサービスの手配を一元的に行うために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1193 632 2150 1474"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 632 1512 730">①ショーケース機能</th> <th data-bbox="1512 632 1895 730">②コンシェルジュ機能</th> <th data-bbox="1895 632 2150 730">③体制及びノウハウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1193 730 1512 1474"> <ul style="list-style-type: none"> ・誰でも理解できるように検討されている。(多言語、バリアフリー等) ・送客先の観光地との連携を活用した情報発信が十分検討されている。 ・特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 </td> <td data-bbox="1512 730 1895 1474"> <ul style="list-style-type: none"> ・富裕層を含め、あらゆるニーズをもつ利用者に対応するよう検討されている。(多言語、バリアフリー等) ・送客先の観光地との連携を活用した情報提供が検討されている。 ・特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 ・様々な交通機能の設置が検討されている。 </td> <td data-bbox="1895 730 2150 1474"> <ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに送客に係る事業の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している </td> </tr> </tbody> </table>			①ショーケース機能	②コンシェルジュ機能	③体制及びノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも理解できるように検討されている。(多言語、バリアフリー等) ・送客先の観光地との連携を活用した情報発信が十分検討されている。 ・特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・富裕層を含め、あらゆるニーズをもつ利用者に対応するよう検討されている。(多言語、バリアフリー等) ・送客先の観光地との連携を活用した情報提供が検討されている。 ・特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 ・様々な交通機能の設置が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに送客に係る事業の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している
①ショーケース機能	②コンシェルジュ機能	③体制及びノウハウ										
<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも理解できるように検討されている。(多言語、バリアフリー等) ・送客先の観光地との連携を活用した情報発信が十分検討されている。 ・特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・富裕層を含め、あらゆるニーズをもつ利用者に対応するよう検討されている。(多言語、バリアフリー等) ・送客先の観光地との連携を活用した情報提供が検討されている。 ・特定の地域でなく、日本全国の観光の魅力を伝える情報発信が検討されている。 ・様々な交通機能の設置が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者において、 ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに送客に係る事業の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している 										

ベンチマーク検討状況

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)		
12. 宿泊施設のサービス内容・業務の実施体制(30点)	来訪者の満足につながる質の高いサービスが提供されるとともに、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	①宿泊施設の業務の実施体制及び実施方法	なし	<p>・方針について、以下で例示する観点など、来訪者の満足につながる質の高いサービスを提供するよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1301 552 2067 791"> <thead> <tr> <th data-bbox="1301 552 2067 612">体制及びノウハウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1301 612 2067 791"> 運営事業者において、 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している </td> </tr> </tbody> </table> <p>・評価に当たっては、シンガポールIRや国内の先進事例を参考にしつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。</p>	体制及びノウハウ	運営事業者において、 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している
体制及びノウハウ						
運営事業者において、 <ul style="list-style-type: none"> ・十分な組織体制が構築されている ・これまでに同規模施設の運営実績がある ・専門的なノウハウを有している 						

ベンチマーク検討状況

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)				
13. その他 観光旅客 の来訪・ 滞在促進 施設(30 点)	コンテンツやサー ビスが、国際競争 力と高いクオリティ を有し、外国人旅 行客をはじめとし た幅広い人々が楽 しむことのできる観 光資源であること が求められる。ま た、施設の運営や コンテンツの調達・ 開発など、計画さ れた事業を実施す るために必要な体 制及びノウハウを 備えていることが 求められる。	<p>①その他観光旅客の来訪 及び滞在の促進に寄与 する施設の種類、機能、 規模、外観及び内装の 特徴、設置及び運営の 方針</p> <p>②その他観光旅客の来訪 及び滞在の促進に寄与 する施設の業務の実施 体制及び実施方法</p>	なし	<p>・方針について、以下①、②で例示する観点など、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行客をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1267 727 2101 1406"> <thead> <tr> <th data-bbox="1267 727 1644 788">①コンテンツ・サービス</th> <th data-bbox="1644 727 2101 788">②体制及びノウハウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1267 788 1644 1406"> <ul style="list-style-type: none"> 世界的に知名度や実績のあるコンテンツやサービスの提供がなされる計画である 地域独自のコンテンツやサービスの提供がなされる計画である 来訪目的、年齢層、国籍を問わず、ターゲット客層が楽しめるコンテンツやサービスを提供することが検討されている </td> <td data-bbox="1644 788 2101 1406"> <p>運営事業者において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されている これまでに同規模施設の運営実績がある <p>コンテンツ・サービス制作に携わる主要スタッフについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されている これまでに同規模コンテンツの制作実績がある </td> </tr> </tbody> </table>	①コンテンツ・サービス	②体制及びノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> 世界的に知名度や実績のあるコンテンツやサービスの提供がなされる計画である 地域独自のコンテンツやサービスの提供がなされる計画である 来訪目的、年齢層、国籍を問わず、ターゲット客層が楽しめるコンテンツやサービスを提供することが検討されている 	<p>運営事業者において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されている これまでに同規模施設の運営実績がある <p>コンテンツ・サービス制作に携わる主要スタッフについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されている これまでに同規模コンテンツの制作実績がある
①コンテンツ・サービス	②体制及びノウハウ							
<ul style="list-style-type: none"> 世界的に知名度や実績のあるコンテンツやサービスの提供がなされる計画である 地域独自のコンテンツやサービスの提供がなされる計画である 来訪目的、年齢層、国籍を問わず、ターゲット客層が楽しめるコンテンツやサービスを提供することが検討されている 	<p>運営事業者において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されている これまでに同規模施設の運営実績がある <p>コンテンツ・サービス制作に携わる主要スタッフについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されている これまでに同規模コンテンツの制作実績がある 							

ベンチマーク検討状況

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)
17. MICE 開催件 数、観光 客増加 等の観 光への 効果(50 点)	大規模な国際会議をはじめとするMICEの開催件数や、国内外からIR区域への来訪者数、送客施設の機能による他地域への観光客数の増加件数・人数や伸び率が大きく見込まれることが求められる。また、このような観光への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ① MICEの開催件数(その増加件数・伸び率を含む。) ② 国内外からIR区域への来訪者数(その増加人数・伸び率を含む。) ③ 送客施設の機能による他地域への観光客数 ④ 各事項に関する推計方法 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③について、シンガポールIRや同種事例を参考にしつつ、MICE開催件数、観光客増加等の観光への効果に関し十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 <ul style="list-style-type: none"> ①MICE開催件数の増加 ②国内外からIR区域への来訪者数の増加人数 ③送客施設の機能による他地域への観光旅客の増加人数 ・評価に当たっては、効果を最大化するための取組の内容を確認しつつ、各数値の伸び率や推計方法にも留意するものとする。
18. 地域 経済へ の効果 (50点)	IR区域への来訪者による旅行消費額の増加額や伸び率、地域における雇用創出、IR施設の開業までの初期投資など、地域経済への効果が大きく見込まれることが求められる。また、このような地域経済への効果は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ① IR施設に対する投資の金額の見込み ② IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む) ③ IR施設において雇用する従業員の数の見込み ④ その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果 ⑤ 各事項に関する推計方法 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③について、シンガポールIRや同種事例を参考にしつつ、地域経済への効果に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 <ul style="list-style-type: none"> ①IR施設に対する投資の金額の見込み ②IR区域への来訪者による旅行消費額(経済波及効果含む) ③IR施設において雇用する従業員の見込み ・評価に当たっては、各項目の推計方法の妥当性を確認しつつ、IR区域への来訪者による旅行消費額の伸び率や、効果を最大化するための取組の内容にも留意するものとする。

ベンチマーク検討状況

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)
19. 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献(50点)	<p>(ア)及び(イ)の効果も早期に発現することによって、訪日外国人旅行者数を2030年に6000万人とし、訪日外国人旅行者消費額を2030年に15兆円とする政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれることが求められる。また、このような政府の観光戦略の目標達成への貢献は、説得力のある手法やデータを用いて精緻に推計されており、その推計方法が示されていることが求められる。</p> <p>(※)(ア)は評価基準⑰を、(イ)は評価基準⑱を指す</p>	<p>① IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数</p> <p>② IR区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額</p> <p>③ 各事項に関する推計方法</p>	なし	<p>・IRを来訪する訪日外国人の旅行者数及び旅行消費額について、シンガポールIRや国内同種事例も参考にしつつ、数値の大きさのほかIR施設の早期開業などにより政府の観光戦略への貢献が十分に見込まれる計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、効果を最大化するための取組(開業時期の確実性含む)を確認しつつ、各項目の推計方法にも留意するものとする。</p>

ベンチマーク検討状況

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)				
20. IR事業者等の事業遂行能力(50点)	IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有すると認められるとともに、構成員の間での役割分担と連携が適切に行われることが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ①整備・運営・維持管理等の主要な事業ごとの実施体制 ②IR事業の工程 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・方針について、以下①、②で例示する観点など、IR事業者及びその構成員の事業遂行能力や、構成員間の役割分担及び連携に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1243 670 2150 1109"> <tr> <td data-bbox="1243 670 1691 805">①IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有する</td> <td data-bbox="1691 670 2150 805">②構成員の間での役割分担と連携が適切に行われる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 805 1691 1109"> <ul style="list-style-type: none"> ・整備、運営等の各分野において、各施設と同等の規模に係る実績がある ・確実に事業を遂行するための工夫がみられる (特に運営段階) </td> <td data-bbox="1691 805 2150 1109"> <ul style="list-style-type: none"> ・IR事業者において、迅速な意思決定が可能な体制となっている ・構成員の間の連携を行うための工夫がみられる </td> </tr> </table>	①IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有する	②構成員の間での役割分担と連携が適切に行われる	<ul style="list-style-type: none"> ・整備、運営等の各分野において、各施設と同等の規模に係る実績がある ・確実に事業を遂行するための工夫がみられる (特に運営段階) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IR事業者において、迅速な意思決定が可能な体制となっている ・構成員の間の連携を行うための工夫がみられる
①IR事業者やその構成員が事業を確実に遂行できる能力を有する	②構成員の間での役割分担と連携が適切に行われる							
<ul style="list-style-type: none"> ・整備、運営等の各分野において、各施設と同等の規模に係る実績がある ・確実に事業を遂行するための工夫がみられる (特に運営段階) 	<ul style="list-style-type: none"> ・IR事業者において、迅速な意思決定が可能な体制となっている ・構成員の間の連携を行うための工夫がみられる 							

ベンチマーク検討状況

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)		
21. 財務 の安定性 (50点)	財務面から みて安定的 であり、業 績が下振れ した場合に も適切に対 応し、長期 的に事業を 継続できる ことが求め られる。	①IR施設の維持 管理及び設備 投資の内容並 びにこれらに要 する費用の額 ②収支計画及び 資金計画(収入 等の前提となる 指標やその設 定条件含む) ③財務の状況が 悪化した場合 の措置(想定リ スクと対処方 針)	なし	<ul style="list-style-type: none"> 以下①～③について、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、財務面からみて安定的かつ長期的に事業を継続できるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、申請者が想定する事業期間における財務の安定性に係る考え方や、国内外の類似事例にも留意するものとする。 		
				①収入等の前 提となる指標や その設定条件	②収益性と安全性 (財務三表より確認)	③財務の状況が悪化 した場合の措置
				<ul style="list-style-type: none"> IRを構成する各施設毎の来訪者数や、収入等の単価の算出根拠について、具体性・実現性があるか確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 財務三表の数値を整理し、以下指標に照らし、事業経営上の収益性と安全性を確認する <p><確認する指標></p> <p>(収益性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 売上高 EBITDA(償却前営業利益) EBITDAマージン(EBITDA÷売上高) 営業利益 営業利益率(営業利益÷売上高) 当期純利益 ROE(当期純利益÷株主資本) ROA(総資本利益率) <p>(安全性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率 流動比率 固定比率 EBITDA有利子負債倍率 フリー・キャッシュ・フロー 	<ul style="list-style-type: none"> 財務状況を悪化されるリスク(※)について、十分検討されているか確認する 想定されるリスクが発生したとしても、財務に健全性があると認められるか確認する <p>(※)世界における市場環境等のほか、日本にIRが複数開業することによるパイの奪い合いによる影響を含む</p>

ベンチマーク検討状況

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)			
22. 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策(50点)	<p>防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。</p>	<p>①想定されるリスク事象の種類及び程度 ②整備・運営における防災・減災対策等 ③予定する保険の詳細</p>	<p>あり (防災・減災対策等) 30点 (感染症対策) 20点</p>	<p>■ 防災・減災対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針について、以下①～④で例示する観点など、防災・減災等の取組が適切に講じられるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 <p>(評価の観点の例)</p>			
				①防災・減災対策	②サイバーセキュリティの確保	③テロ対策	④保険
				<ul style="list-style-type: none"> 想定される最大規模のリスクを踏まえたインフラ、建築物である。 災害対応の拠点となる機能がある。 非常時に活動するための資機材等が備わっている。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外での取組みを参考とした対策である。 関係機関との役割分担が検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①～③に関するリスクを包括的にカバーしている。

ベンチマーク検討状況

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)				
22. 防災・減災対策、コロナ等の感染症対策(50点)	<p>防災・減災のための取組並びにIR区域及びIR施設に係る安全の確保のための取組が適切に講じられるとともに、災害その他のリスク事象について、発生時における来訪者への情報提供や救援物資の提供その他の適切なオペレーションや、損害に備えた保険の付保などが適切に講じられることが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組が適切に講じられることが求められる。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策が講じられることが求められる。</p>	<p>①想定されるリスク事象の種類及び程度 ②整備・運営における防災・減災対策等 ③予定する保険の詳細</p>	<p>あり (防災・減災対策等) 30点 (感染症対策) 20点</p>	<p>■ 感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針について、以下①、②で例示する観点など、感染症対策のための取組が適切に講じられるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1220 702 2139 1141"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 702 1680 774">①感染症対策</th> <th data-bbox="1680 702 2139 774">②保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 774 1680 1141"> <ul style="list-style-type: none"> IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 関係機関との役割分担が十分検討されている。 </td> <td data-bbox="1680 774 2139 1141"> <ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。 </td> </tr> </tbody> </table>	①感染症対策	②保険	<ul style="list-style-type: none"> IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 関係機関との役割分担が十分検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。
①感染症対策	②保険							
<ul style="list-style-type: none"> IR先行地域や国内での取組を参考とした対策である。 世界的な感染拡大が発生した場合に対応可能である。 個別の取組の実効性を高める工夫がある。 関係機関との役割分担が十分検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定する保険が①に関するリスクを包括的にカバーしている。 							

ベンチマーク検討状況

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)				
23. 地域との良好な関係構築のための取組(50点)	IR区域の整備について、地域における十分な合意形成がなされており、IR事業が長期的かつ安定的に継続していくために不可欠な地域における良好な関係が構築されていることが求められる。	①地域との合意形成の 手続き・十分な合意 形成	なし	<p>・方針について、以下①、②で例示する観点など、地域における合意形成や関係者との良好な関係が継続されるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1279 655 2107 1126"> <thead> <tr> <th data-bbox="1279 655 1677 754">①合意形成</th> <th data-bbox="1677 655 2107 754">②地域の関係者との良好な関係の構築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1279 754 1677 1126"> <ul style="list-style-type: none"> ・双方向の対話が行われている。 ・地域の多様な意見に応えるための体制が構築されている。 ・多様な意向を聴取し、計画に反映するための取組が行われている。 </td> <td data-bbox="1677 754 2107 1126"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者との良好な関係を継続するための取組・内容が示されている。 </td> </tr> </tbody> </table>	①合意形成	②地域の関係者との良好な関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・双方向の対話が行われている。 ・地域の多様な意見に応えるための体制が構築されている。 ・多様な意向を聴取し、計画に反映するための取組が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者との良好な関係を継続するための取組・内容が示されている。
①合意形成	②地域の関係者との良好な関係の構築							
<ul style="list-style-type: none"> ・双方向の対話が行われている。 ・地域の多様な意見に応えるための体制が構築されている。 ・多様な意向を聴取し、計画に反映するための取組が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者との良好な関係を継続するための取組・内容が示されている。 							

ベンチマーク検討状況

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)
24. カジノ 事業の収 益の活用 (50点)	カジノ事業の収益を十分活用するとともに、その他の収益も活用して、IRの開業後も長期的に世界中の観光客を引き付けることのできる魅力的な施設やコンテンツを継続的に創り出すなど、IR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や都道府県等が実施する施策への協力等を行うことが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ①カジノ事業の収益等を活用したIR事業の事業内容の向上 ②都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力 ③収支計画および資金計画との整合性 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・IRを構成するカジノ以外の施設の事業に着目し、各提案に係る予算規模を考慮しつつ、カジノ収益の公益還元観点から十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、再投資に係る国内外の事例にも留意する。

ベンチマーク検討状況

項目 (配点)	評価基準	具体的記載項目 (手引きより抜粋)	配点の 細分化	ベンチマーク(案)				
25. 依存症対策等のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除(150点)	最新の技術を活用したカジノ施設及びIR区域内の適切な監視や警備、国内外の最新の知見やベストプラクティスを踏まえた依存防止対策の強化その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置についてIR事業者と都道府県等の連携協力により適切に講じられることが求められる。また、これらと連携した都道府県等によるギャンブル等依存症対策や、関係地方公共団体との連携協力による取組の充実が、確実かつ効果的に講じられることが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ①カジノ施設の特徴(設備、構造、サービス)、業務の実施体制及び実施方法 ②IR事業者・都道府県等・その他事業者との役割分担及び連携協力の方針 ③「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出(実測値及び将来目標) ④依存症対策項目の具体的内容 ⑤カジノ施設及びIR区域内の監視、警備に関する対策項目の具体的内容 ⑥犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、その他対策項目(例えば、来訪者による迷惑行為への対策等)の具体的内容 ⑦カジノ施設導入に伴う社会的影響に係る情報開示方策 	なし	<p>・方針について、以下①、②で例示する観点など、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を行うために必要な施策及び措置に関して十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。</p> <p>・評価に当たっては、国内外の事例を参考にしつつ、各提案に係る予算規模や、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。</p> <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" data-bbox="1223 687 2150 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 687 1688 767">①依存症対策</th> <th data-bbox="1688 687 2150 767">②依存症対策以外の対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 767 1688 1414"> <p>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 </td> <td data-bbox="1688 767 2150 1414"> <p>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 </td> </tr> </tbody> </table>	①依存症対策	②依存症対策以外の対策	<p>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 	<p>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。
①依存症対策	②依存症対策以外の対策							
<p>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の将来目標等に関する記載内容が適切である。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 	<p>(審査の前提として、IR整備法令で規定された内容かどうか整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の知見やベストプラクティス等を踏まえた効果的な取組である。 ・従業員研修に関する取組が十分行われる。 ・十分な予算規模となっている。 ・事業者と都道府県等の連携内容が適切である。 							

ベンチマーク見直し【1. IR区域全体のコンセプト】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
1. IR区域全体のコンセプト(30点)	IR区域全体のコンセプトが、明確であり、極めて高い国際競争力を有する優れたものであるとともに、他国の成功事例の模範ではなく、独自性を有するものであることが求められる。	①IR施設の名称、所在地及びその概要 ②区域整備計画の意義及び目標 ③IR区域全体のコンセプトと策定根拠 ④IR事業の概要(開業の時期等の工程の概要を含む。)	なし

見直し前	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> 我が国の観光に様々なイノベーションを生み出すような、国際競争力及び独自性を有すると考えられるコンセプトに対し、「優れている」以上の評価を与える。 評価に当たっては、周辺地域との調和の方針に留意するほか、IRの基本方針の関連記述を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針について、我が国の観光に様々なイノベーションを生み出すような、国際競争力及び独自性について十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、周辺地域との調和の方針に留意するほか、IRの基本方針の関連記述を参考とする。

ベンチマーク見直し【2. IR区域内の建築物のデザイン】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
2. IR区域内の建築物のデザイン(30点)	IR区域内の建築物のデザインが、IR区域全体のコンセプトを具現化しており、IR区域が立地する地域の新たな象徴となり得るような先進性や他には見られない魅力を有するとともに、周囲の景観や環境と調和したものであることが求められる。	①IR区域内の建築物の外観、内装 ②IR区域内の建築物の配置	なし

見直し前	見直し後						
<ul style="list-style-type: none"> 3つの観点(IR区域全体のコンセプトの具現化、先進性、周辺との調和)に着目し、IRの先行事例と比較して内容が上回ると考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、IR施設の配置や、シンガポールIR等の先行事例での審査内容、基本方針の関連記述を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針について、以下①～③で例示する観点など、IR区域全体のコンセプトの具現化、先進性、周辺との調和に関し十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、IR施設の配置や、シンガポールIR等の先行事例での審査内容、IRの基本方針の関連記述を参考とする。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①IR区域全体のコンセプトの具現化</th> <th>②先進性</th> <th>③周辺との調和</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・IR区域全体のコンセプトが、建築物の外観、内装に適切に反映されている。</td> <td>・建築物のデザインが、IR区域が立地する地域の新たな象徴として相応しい。</td> <td>・立地する地域が有する文化や歴史的背景を十分盛り込んでいる。 ・IR区域とその周囲との景観や環境との、親和的な調和、対比的な調和への工夫がみられる。</td> </tr> </tbody> </table>	①IR区域全体のコンセプトの具現化	②先進性	③周辺との調和	・IR区域全体のコンセプトが、建築物の外観、内装に適切に反映されている。	・建築物のデザインが、IR区域が立地する地域の新たな象徴として相応しい。	・立地する地域が有する文化や歴史的背景を十分盛り込んでいる。 ・IR区域とその周囲との景観や環境との、親和的な調和、対比的な調和への工夫がみられる。
①IR区域全体のコンセプトの具現化	②先進性	③周辺との調和					
・IR区域全体のコンセプトが、建築物の外観、内装に適切に反映されている。	・建築物のデザインが、IR区域が立地する地域の新たな象徴として相応しい。	・立地する地域が有する文化や歴史的背景を十分盛り込んでいる。 ・IR区域とその周囲との景観や環境との、親和的な調和、対比的な調和への工夫がみられる。					

ベンチマーク見直し【3. IR施設の規模】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
3. IR施設の規模(10点)	日本を代表する観光施設にふさわしい、これまでにないスケールを持つ施設であることが求められる。	①IR区域の面積(敷地面積) ②IR施設の床面積の合計及び内訳 ③その他スケールに関する事項(収容人員)	なし

見直し前	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールの各IRの床面積を参考とし、これを超えるものに「優れている」以上の評価を与える。 ・評価に当たっては、国内外の同種施設との敷地面積の比較、基本方針の関連記述を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IR施設の床面積について、シンガポールIRや国内同種事例も参考にしつつ、日本を代表する観光施設にふさわしいスケールに関し十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・評価に当たっては、敷地面積や収容人員にも留意するものとする。

ベンチマーク見直し【4. ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
4. ユニバーサルデザイン、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレード(30点)	障害者、高齢者、妊婦、乳幼児連れの人といった、配慮を必要とする来訪者それぞれの多様なニーズに対応できるユニバーサルデザインの観点や、環境負荷低減、多文化共生、フェアトレードの観点から、世界の最先端であり、模範となることが求められる。	①ユニバーサルデザイン、多文化共生(言語対応、性(従業員等の女性登用率を含む)、宗教、障害(障害者の雇用率を含む)を含む) ②環境負荷低減 ③フェアトレード (SDGsの達成への寄与の観点を含む)	あり ①15点 ②10点 ③5点

見直し前	見直し後						
<ul style="list-style-type: none"> 3つの分類別に、シンガポールIRの事例と比較して、これを上回っていると考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、シンガポールのIR以外における先進事例を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 各方針について、以下①～③で例示する観点など、世界の最先端であり、模範となるために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、国内外の同種事例を参考とする。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①ユニバーサルデザイン、多文化共生</th> <th>②環境負荷低減</th> <th>③フェアトレード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 多様な属性の来訪者が利用可能となるよう、多方面に十分検討を行っている。 経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率について、他事例と比較して高い水準にある。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 取得予定の認証が一定程度の基準を満たすなど、環境負荷低減への工夫がみられる。 最先端技術による工夫がみられる。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原材料の調達等のフェアトレードを確保する観点から工夫がみられる。 </td> </tr> </tbody> </table>	①ユニバーサルデザイン、多文化共生	②環境負荷低減	③フェアトレード	<ul style="list-style-type: none"> 多様な属性の来訪者が利用可能となるよう、多方面に十分検討を行っている。 経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率について、他事例と比較して高い水準にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得予定の認証が一定程度の基準を満たすなど、環境負荷低減への工夫がみられる。 最先端技術による工夫がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の調達等のフェアトレードを確保する観点から工夫がみられる。
①ユニバーサルデザイン、多文化共生	②環境負荷低減	③フェアトレード					
<ul style="list-style-type: none"> 多様な属性の来訪者が利用可能となるよう、多方面に十分検討を行っている。 経営層、従業員等の女性登用率、障害者の雇用率について、他事例と比較して高い水準にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得予定の認証が一定程度の基準を満たすなど、環境負荷低減への工夫がみられる。 最先端技術による工夫がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の調達等のフェアトレードを確保する観点から工夫がみられる。 					

ベンチマーク見直し【5. MICE施設の規模】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
5. MICE施設の規模(20点)	開催が想定される最大規模のMICEに対応できるなど、日本のMICEビジネスの国際競争力を飛躍的に向上させ、アジア・太平洋地域におけるMICEビジネスのリーダーとしての地位をより盤石にするために十分なスケールを有することが求められる。	①国際会議場施設の規模の考え方 ②国際会議場施設の収容人数及び床面積 ③展示等施設の規模の考え方 ④展示等施設の収容人数及び床面積	なし

見直し前	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> 以下のCaseを踏まえつつ、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開するという考え方で施設規模の検討を十分に行っている場合、「優れている」以上の評価とする。 評価に当たっては、ホワイエ等の附帯施設の面積にも留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 以下のCaseごとに国内外の事例も参考にしつつ、施設規模に関し、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開するという考え方で十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、ホワイエ等の附帯施設の面積にも留意する。

※Caseは変更なし

Case	国際会議場施設		展示等施設
	最大の会議室収容人数	施設全体の収容人数	総展示面積
1	概ね1千人以上～3千人未満	左記の2倍以上	概ね12万m ² 以上
2	概ね3千人以上～6千人未満	左記の2倍以上	概ね6万m ² 以上
3	概ね6千人以上	左記の2倍以上	概ね2万m ² 以上

ベンチマーク見直し【6. MICE施設の機能・設備等】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
6. MICE施設の機能・設備等(50点)	国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事などの高度な需要に十分に対応できるよう、必要な機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供できるなど、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つことが求められる。	①国際会議場施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ②展示等施設の種類、機能、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 (「高度な需要への対応に必要な機能」、「使い勝手」、「内装」、「飲食サービス」等の観点で記載) (設置及び運営の方針については、天井高、耐荷重、分割方式、動線(来訪者動線、搬出入動線、サービス動線等)、情報通信技術の活用(設備等)を含めて記載)	なし

見直し前	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> 以下表の評価の着目点について、マリーナベイサンズのMICE施設を参考とし、これを超えると考えられるものは「優れている」以上の評価とする。 評価に当たっては、IRの基本方針の関連記述や、世界の大手国際会議運営会社が加盟する国際機関であるIAPCOがまとめた、国際会議の計画に当たってのポイント「Planning a Conference Centre」の内容に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 以下①～③で例示する観点など、高度な需要や使い勝手、内装、飲食サービスについて、国際競争力の高い、優れたクオリティを持つために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、マリーナベイサンズのMICE施設等を参考にする。

(評価の観点の例)

手引き記載の観点	国際会議場施設		③展示等施設
	①最大の会議室	②中小会議室	
高度な需要への対応に必要な機能、使い勝手	<ul style="list-style-type: none"> 天井高(展示等施設で大型展示物が展示可能か) 耐荷重(展示等施設で荷重の大きい展示物(重機等)が展示可能か) 情報通信技術の活用(設備が充実しているか) 	<ul style="list-style-type: none"> 分割方式(室数、収容人数等、各需要に対応可能か) 	<ul style="list-style-type: none"> 分割方式(多需要に対応可能か) その他(柱が少なく眺望を阻害しないか)
内装	<ul style="list-style-type: none"> 動線(来場者動線、搬出入動線、サービス動線等)に関し十分検討されている 		
飲食サービス	<ul style="list-style-type: none"> 内装(椅子等を含む)に関し十分検討されている 		
	<ul style="list-style-type: none"> ケータリング、キッチンやパントリー、飲食店等に関し、誰でも利用可能など十分検討されている 		

ベンチマーク見直し【7. MICEの誘致・施設の運営方針等】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
7. MICEの誘致・施設の運営方針等(50点)	誘致しようとするMICEのターゲットが明確であり、近隣に既存のMICE施設がある場合には適切な役割分担や連携を通じて国際競争力の強化が図られるとともに、誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	①国際会議場施設及び展示等施設の設置及び運営の方針 (既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものへの取組みを含む) ②国際会議場施設及び展示等施設の業務の実施体制及び実施方法 (近隣にMICE施設がある場合には、当該施設との役割分担及び連携についても記載する)	あり ①30点 ②20点

見直し前	見直し後		
<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> MICEのターゲットについて、ターゲットとする分野に説得力があり、また、既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものがターゲットに十分含まれている場合、「優れている」以上の評価とする。 その際、MICE施設の整備前後で、国際会議などのMICE開催件数の見通しがシンガポールのように増加傾向になっているかという点にも留意する。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「体制及びノウハウ」については、国際競争力を有する国内MICE施設運営事業者と同程度以上と考えられる場合、「優れている」以上の評価とする。 また近隣に既存施設が立地している場合は、役割分担や連携の取組についても留意する。 	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針について、MICEのターゲットとする分野に説得力があり、また、既存の国内MICE施設では対応できず、誘致が難しいものをターゲットに含むよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、MICE施設の整備前後で、国際会議などのMICE開催件数の見通しがシンガポールのように増加傾向になっているかという点にも留意する。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針について、以下で例示する観点など、MICEの誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>体制及びノウハウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 運営事業者において、 <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されているか これまでに同規模施設の運営実績があるか 専門的なノウハウを有しているか </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 評価に当たっては、国際競争力を有する国内MICE施設運営事業者の事例を踏まえるとともに、近隣に既存施設が立地している場合は、役割分担や連携の取組についても留意するものとする。 	体制及びノウハウ	運営事業者において、 <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されているか これまでに同規模施設の運営実績があるか 専門的なノウハウを有しているか
体制及びノウハウ			
運営事業者において、 <ul style="list-style-type: none"> 十分な組織体制が構築されているか これまでに同規模施設の運営実績があるか 専門的なノウハウを有しているか 			

ベンチマーク見直し【8. 魅力増進施設】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
8. 魅力増進施設(50点)	世界中の観光客を引き付けることのできる、国際的に最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベント等を提供するとともに、これを通じて、日本の伝統、文化、芸術、先端技術、四季折々の自然などの様々な魅力を、幅広く又はより深く、これまでにないクオリティで発信することが求められる。また、計画された事業を実施するために必要な体制及びノウハウを備えていることが求められる。	①魅力増進施設の種類、機能、規模、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ②魅力増進施設の業務の実施体制及び実施方法	あり コンテンツ20点 発信方法20点 体制及びノウハウ10点

見直し前	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> 各項目について、以下の点に着目し、ミラノ国際博覧会における日本館の事例等を参考とし、同程度以上と考えられる場合、「優れている」以上の評価とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針について、以下①～③で例示する観点など、日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信し、世界中の観光客を引き付けるために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、ミラノ国際博覧会日本館の事例を参考としつつ、どのような考え方で計画しているかを確認するものとする。

(評価の観点の例)

①コンテンツ	②発信方法	③体制及びノウハウ
<p><展示> ・展示品の知名度がある ・制作者の知名度がある</p> <p><鑑賞> ・公演予定団体の知名度がある ・公演予定団体の実績がある</p> <p><体験> ・そこでしか体験できないものになっている ・理解が深まるようなストーリー性を有する</p> <p><販売> ・幅広い商品を提供している</p> <p><消費> ・幅広い商品を提供している</p> <p>【共通】 ・日本人含め、誰でも楽しめるものとなっている(多言語対応、バリアフリー等)</p>	<p>・発信方法に多様性がある(展示、鑑賞、体験、販売、消費等の方法からいくつか選択している)</p> <p>・各発信方法について工夫されている</p> <p>・平日、休日を問わずに楽しめるようになっている</p> <p>・何度もリピートしたいと思えるような工夫がされている</p>	<p>運営事業者において、</p> <p>・十分な組織体制が構築されている</p> <p>・これまでに同規模施設の運営実績がある</p> <p>コンテンツ制作に携わる主要スタッフにおいて、</p> <p>・十分な組織体制が構築されている</p> <p>・これまでに同規模コンテンツの制作実績がある</p>

ベンチマーク見直し【10. 宿泊施設の規模】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
10. 宿泊施設の規模(20点)	諸外国のIRにおける宿泊施設と比較して、客室の広さ、構成、設備が国際競争力を有するとともに、IR区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模を持つことが求められる。	①宿泊施設の種類、外観及び内装の特徴、設置及び運営の方針 ②宿泊施設の機能 ③宿泊施設の規模 (客室のうち最小のもの床面積、スイートルームの最小のもの床面積、客室の総数に占めるスイートルームの割合含む)	なし

見直し前	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> 客室の広さ(一般・スイートルームの最小のもの床面積)、構成(施設・客室構成)、設備(外観・内装等)、及び施設全体の規模(構成別の客室数)について、シンガポールIRの事例を参考として、これを超えると考えられる場合、「優れている」以上の評価とする。 評価に当たっては、IRの基本方針や、観光立国推進基本計画の関連記述にも留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 客室の広さ(一般・スイートルームの最小のもの床面積)、構成(施設・客室構成)、設備(外観・内装等)、及び施設全体の規模(構成別の客室数)について、シンガポールIRや同種事例を参考としつつ、来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模が十分に見込まれる計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、IRの基本方針や、観光立国推進基本計画の関連記述にも留意する。

ベンチマーク見直し【11. レストラン等の付帯サービス】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
11. レストラン等の付帯サービス(10点)	レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのラインナップやクオリティが、国際競争力の高い、優れたものであることが求められる。	①宿泊施設の飲食サービス (レストラン等の概要(想定する規模、ターゲット、予算水準、ジャンル)のほか、国際競争力の高さや、MICE参加者の利用者ニーズへの対応の考え方を記載) (ルームサービス等のレストラン以外での飲食サービスの提供方針を記載) ②宿泊施設のその他付帯サービス	なし

見直し前	見直し後				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の飲食サービスやその他付帯サービスについて、シンガポールIR施設の事例を参考とし、 <p><飲食サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○バラエティ(ジャンル、予算水準)の豊富さ ○国際競争力の高さ ○MICE参加者の利用者ニーズへの対応の考え方 <p><その他付帯サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様なサービスを有しているか <p>等に着目し、これらを上回ると考えられる場合、「優れている」以上の評価とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その際、宿泊施設以外の飲食サービスに関する記載内容(評価基準⑬「その他観光旅客の来訪・滞在促進施設」等で提案がなされることを想定)にも留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方針について、以下①、②で例示する観点など、国際競争力の高い、優れたものとなるよう十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①飲食サービス</th> <th>②その他付帯サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・バラエティ(ジャンル、予算水準)が豊富 ・国際競争力がある ・MICE参加者の利用者ニーズへの対応について十分考えられている </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なサービスを有している </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、宿泊施設以外の飲食サービスに関する記載内容(評価基準⑬「その他観光旅客の来訪・滞在促進施設」等で提案がなされることを想定)にも留意するものとする。 	①飲食サービス	②その他付帯サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・バラエティ(ジャンル、予算水準)が豊富 ・国際競争力がある ・MICE参加者の利用者ニーズへの対応について十分考えられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なサービスを有している
①飲食サービス	②その他付帯サービス				
<ul style="list-style-type: none"> ・バラエティ(ジャンル、予算水準)が豊富 ・国際競争力がある ・MICE参加者の利用者ニーズへの対応について十分考えられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なサービスを有している 				

ベンチマーク見直し【14. カジノ施設のデザイン・配置(20点)】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
14. カジノ施設の種 類、機能、数、規模、 配置、外観及び内 装の特徴、設置及 び運営の方針(20 点)	IR区域全体のコンセプトと調和し、他 の施設とバランスの取れた規模、デザ イン及び配置となっていることが求めら れる。	①カジノ施設の種類、機能、配置、外観及び 内装の特徴、設置及び運営の方針(カジノ 施設周辺の 動線、カジノ施設を利用しないIR利用者へ の配慮等を含む) ②カジノ施設の数、規模	なし

見直し前	見直し後				
<ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ施設が「IR区域全体のコンセプト(評価基準①)、IR区域 内の建築物のデザイン(評価基準②)」と調和した華美なもの ではなく、かつ、カジノ施設を経由せず各施設にアクセス可 能な配置である場合、「優れている」以上の評価を与える。 ・ 評価に当たっては、シンガポールIRの先行事例や、基本方 針及びカジノ管理委員会施行規則の関連記述を参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方針について、以下①、②で例示する観点など、IR区域全 体のコンセプトとの調和や、他の施設とバランスの取れた規 模、デザイン及び配置に関して十分に配慮された計画と考え られる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 ・ 評価に当たっては、国内外の事例を参考としつつ、IRの基本 方針及びカジノ管理委員会施行規則の関連記述を参考とす る。 <p>(評価の観点の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①カジノ施設のデザイン</th> <th>②各施設の配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・カジノ施設が「IR区域全体のコ ンセプト(評価基準①)、IR区域 内の建築物のデザイン(評価基 準②)」と調和しており、華美なも のとなっていない。</td> <td>・カジノ施設を経由せず各施設 にアクセス可能な配置となっ ている。</td> </tr> </tbody> </table>	①カジノ施設のデザイン	②各施設の配置	・カジノ施設が「IR区域全体のコ ンセプト(評価基準①)、IR区域 内の建築物のデザイン(評価基 準②)」と調和しており、華美なも のとなっていない。	・カジノ施設を経由せず各施設 にアクセス可能な配置となっ ている。
①カジノ施設のデザイン	②各施設の配置				
・カジノ施設が「IR区域全体のコ ンセプト(評価基準①)、IR区域 内の建築物のデザイン(評価基 準②)」と調和しており、華美なも のとなっていない。	・カジノ施設を経由せず各施設 にアクセス可能な配置となっ ている。				

ベンチマーク見直し【15. IR区域への交通利便性(5点)】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
15. IR区域への交通利便性(5点)	IR区域は、国際空港、国際港湾、鉄道ターミナル駅等から現地までの公共交通機関の所要時間、運行頻度、輸送力等から見て、国内外の主要都市との交通の利便性に優れた地域であることが求められる。	①国際アクセス ②国内アクセス ③域内アクセス(混雑が想定される場合の対策含む)	なし

見直し前	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> 各都市から現地までの所要時間、運行頻度、輸送力について、シンガポールIRの事例を参考として、これを超えると考えられる場合、「優れている」以上の評価とする。 評価に当たっては、地域によりIR施設とは直接関連のない所与の条件(最寄空港の発着便数等)があることや、域内アクセスにおいて記載される混雑が想定される場合の改善方策、及び当該方策の説得力にも留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針について、国内外の主要都市との交通の利便性に優れた地域という観点から十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、シンガポールIRの事例を参考にしつつ、地域によりIR施設とは直接関連のない所与の条件(最寄空港の発着便数等)があることや、域内アクセスにおいて記載される混雑が想定される場合の改善方策、及び当該方策の説得力にも留意する。

ベンチマーク見直し【16. IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等(15点)】

項目(配点)	評価基準	具体的記載項目(手引きより抜粋)	配点の細分化
16. IRに関連し都道府県等が行う交通アクセスの改善等(15点)	都道府県等が都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携しつつ実施する交通アクセスの改善、インフラ整備、MICE誘致、観光振興などの施策が、優れたIR区域を整備するために効果的であるとともに、それらが円滑に実施されることが求められる。	<p>① IR区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他のIR区域の整備に伴い必要となる関連する施策、当該施策の実施のために必要な体制の整備その他のIR区域の整備の推進に関する施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)</p> <p>② MICE誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置(当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。)</p>	<p>あり</p> <p>①10点</p> <p>②5点</p>

見直し前	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> 自治体が行う施策(交通アクセスの改善、インフラ整備、MICE誘致、観光振興等)について、シンガポールIRの事例を参考として、これを超えると考えられる場合、「優れている」以上の評価とする。 評価に当たっては、カジノ事業の収益の適切な公益還元の観点や、整備するインフラの長期的な維持管理が適切に図られているかという観点にも留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針について、自治体が行う施策(交通アクセスの改善、インフラ整備、MICE誘致、観光振興等)が優れたIR区域を整備するために十分に配慮された計画と考えられる場合、「優れている」以上の高い評価を与える。 評価に当たっては、国内外の事例を参考にしつつ、カジノ事業の収益の適切な公益還元の観点や、整備するインフラの長期的な維持管理が適切に図られているかという観点にも留意する。

3. 審査の進め方、採点方法(現段階の想定)(案)

審査の進め方まとめ(現段階の想定)(案)

要求基準による審査

- ・事務局は、計画に記載漏れ等不備がないか、要求基準に合致しているかどうか、内容を確認。
- ・事務局は、審査結果を審査委員会に説明。了承の上で、申請者のプレゼンテーションの日程調整を実施。

(委員会)

評価基準による審査

- ・事務局は、計画に記載もれ等不備がないか、内容を確認。

- ・各委員が、担当の評価基準の項目毎に初回審査を実施。(初回審査はコメントのみで採点は行わない)
- ・審査委員会を開催し、その結果について説明いただく。

(委員会)

- ・各委員は、初回審査内容を参考に、初回採点を実施。

- ・全委員の採点結果を共有。(委員名は匿名(A委員、B委員等とシャッフルして標記))
- ・今後のプレゼンテーションに向け、申請者への確認項目を審議いただく。

(委員会)

- ・申請者からの提案概要のプレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーション終了後、委員会として振り返りを行う。

(委員会)

- ・プレゼンテーションの結果を踏まえ、委員は自らの採点を必要に応じ修正し、事務局に提出。

- ・全委員の採点結果を共有し、議論。(委員名は匿名(A委員、B委員等とシャッフルして標記))
- ・議論結果を踏まえ、委員は自らの採点を必要に応じ修正。採点結果を決定する。
- ・審査講評の骨子を確認いただく。

(委員会)

- ・審査講評や、公表する委員会資料(資料、議事要旨)について、委員会で確認いただく。

(委員会)

- ・審査委員会として、審査講評を国土交通大臣に提出。(資料公表のタイミングは別途検討)

基本方針における認定審査の基準（概要）

◆ 要求基準（認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない基準）		◆ 評価基準（3という上限の範囲内で、優れた計画を認定するための基準）		
基本方針への適合	<ul style="list-style-type: none"> ・1～5号施設に関する政令要件への適合 ・カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計 ・I R区域の一体的な管理 ・I R施設を確実に設置できる根拠（I R区域の土地の権原や、資金調達の見込み等）についての妥当性 ・公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定 ・地域における合意形成の手続 ・I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組 ・I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会勢力の排除 ・審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと 	国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現	I R区域全体	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトが明確で優れていること ・建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること ・これまでにないスケールを持つこと ・ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること
I R区域が整備される地域	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の主要都市との交通の利便性からみて、I R区域整備が適切な地域であること 		M I C E施設	<ul style="list-style-type: none"> ・M I C Eビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと ・重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと ・MICEのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること
事業基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業の収益がI R事業への活用されることにより、I R事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること ・設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携 ・I R事業者が会社法に規定する会社であること、I R事業の専業 ・I R事業者によるI R施設の所有 ・I R事業者が、カジノ事業に伴う有害な影響の排除を行うための措置を適切に実施すること 		魅力増進施設	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信するとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
I R区域の整備の推進に関する施策及び措置の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業収益を活用した、I R事業の内容の向上、自治体施策への協力、及び収支計画、資金計画との整合性 ・認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途 		送客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・各地の観光魅力を伝えるショーケース機能や、旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を十分に果たすとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	<ul style="list-style-type: none"> ・I R区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠 ・都道府県等が、都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うとともに、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組が適切に実施されること 		宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有していること ・レストランなどの飲食サービス等が優れていること ・事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
			その他施設	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ等が国際競争力と高いクオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
			カジノ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・I R全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること
			I R区域が整備される地域、関連する施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること ・交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること
			経済的社会的効果	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光への効果 <ul style="list-style-type: none"> ・M I C E件数や観光客の増加が大きく見込まれること (2) 地域経済への効果 <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること (3) 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること
			I R事業運営の能力・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・I R事業者等が業務遂行能力を有し、適切な役割分担であること ・財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること ・防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること ・地域の良政に貢献する姿勢があること
		カジノ事業収益の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業収益を十分活用して、I R事業内容の向上や都道府県等への協力を行うこと 	
		カジノ施設の有害影響排除等	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること 	

要求基準に基づく審査の流れ(案)(現段階の想定)

項目	審査内容
①チェックシートに基づく確認 (形式上の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、要求基準19項目の記載事項について、法令上の記載事項を充足しているか確認する。 ・また、事務局が、区域整備計画に記載されている数字が、添付資料では誤っていないか等の差異を確認する。(この際、事務局は、申請者である地方自治体に対し、上記差異に関する事実関係を確認する。)
②チェックシートに基づく確認 (判断が必要な箇所の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、要求基準19項目の記載事項について、資金調達の確実性が認められるか等の判断が必要な箇所について確認する。 (必要に応じ、申請者にヒアリングを行う) ・この際、事務局は、必要に応じ、内容の適切性について、審査委員会に意見を伺う。
③審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・①、②の結果を審査委員会に報告 ・以下④の内容についての事前説明
④申請者のプレゼン日程の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会の了解の上で、申請者のプレゼンテーションの日程調整を実施

評価基準に基づく審査の流れ(案)(現段階の想定)

項目	審査内容
①チェックシートに基づく確認 (形式上の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が、評価基準25項目の記載事項について、法令上の記載事項を充足しているか確認する。 ・また、事務局が、区域整備計画に記載されている数字が、添付資料では誤っていないか等の差異を確認する。(この際、事務局は、申請者である地方自治体に対し、上位差異に関する事実関係を確認する。)
②各委員による初回審査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員が、担当の評価基準の項目毎に初回審査を実施。(コメントのみで採点を行わない) ・審査委員会を開催し、その結果について説明いただく。
③各委員による採点	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の初回審査内容を参考に、各委員が全評価基準の初回採点を実施。
④各委員の採点結果の共有と、プレゼンテーションに向けた確認	<ul style="list-style-type: none"> ・全委員の採点結果を共有。(委員名は匿名(A委員、B委員等とシャッフルして標記)) ・今後の申請者からのプレゼンテーションに向け、申請者への確認項目を審議いただく。
⑤申請者からのプレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者からの提案概要のプレゼンテーションを実施する。 (その際、委員会は、前回委員会の確認事項や、プレゼンの結果生じた疑問等を申請者に質問する。申請者の回答は、提案内容の解釈として捉える。) ・プレゼンテーション終了後、委員会として振り返りを行う。
⑥各委員による採点	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションの結果を踏まえ、委員は自らの採点を必要に応じ修正し、事務局に提出。
⑦採点結果の決定、審査講評の骨子案確認	<ul style="list-style-type: none"> ・全委員の採点結果を共有し、議論。(委員名は匿名(A委員、B委員等とシャッフルして標記)) ・議論結果を踏まえ、委員は自らの採点を必要に応じ修正。採点結果を決定する。 ・審査講評の骨子を確認いただく。
⑧審査講評の内容確認	<ul style="list-style-type: none"> ・審査講評や、公表する委員会資料(資料、議事要旨)について、委員会で確認いただく。
⑨審査講評の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会として、審査講評を国土交通大臣に提出。(資料公表のタイミングは別途検討)

要求基準19項目の充足による点数の付与

- 要求基準19項目は、IR整備法第9条第11項第1号から第6号の規定に基づく基準である。 具体的には、
 - ・ IR施設を確実に設置するために資金調達の確実性が認められること(要求基準4関連)
 - ・ IR事業者や都道府県等が、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うこと(要求基準15、19関連)
 - ・ 地域における合意形成の手続が適切に行われたものであること(要求基準6関連)などの項目からなり、基準を全て満たせば、IR事業を行うために必要となる事項を満たしたことになる。
- これを踏まえ、他のPFI事例等も参考とし、**要求基準19項目の充足をもって、300点を付与**しては如何か。

評価基準25項目の審査における足切りラインの設定

- 評価基準25項目(配点計1000点)の審査に当たり、審査委員会として、少なくとも満たすべき最低限の足切りラインを設定。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

認定に相応しい採点結果の相場感(あくまでも仮設定)

- 配点は、要求基準300点+評価基準1000点=1300点満点。
- **1300点の7割に当たる910点(うち評価基準610点)**を認定に相応しい点数の目安としては如何か。
- なお、認定に相応しい点数は、あくまでも目安であり、各計画を認定に相応しいとするかどうかについては、審査の過程で個別具体的に判断されるものとする。

(再整理)採点の評語(案)と採点結果のイメージ

■採点の評語(案)

評価	評価結果	採点の計算
S	極めて優れている。	配点×100%
A	非常に優れている。	配点×80%
B	優れている。	配点×60%
C	やや優れている。	配点×40%
D	わずかに優れている。	配点×20%
E	優れているとは認められない。	配点×0%

※ 評価項目ごとに、原則6段階の評価にて採点。委員が特に必要と考える場合は、委員の判断により、さらに詳細な区分による評価(S'、A'、B'、C'、D')を認める。

(例えば、A'は、AとBの間の中間評価で配点×70%で採点)

■採点結果のイメージ

		評価項目	配点	委員1		委員2		委員3		合計得点	平均得点
				評価	得点	評価	得点	評価	得点		
ア.国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与	(ア)IR区域全体	①IR区域全体のコンセプト	30	B	18 (30×0.6)	B	18	A	24	60	20
		②IR区域内の建築物のデザイン	30	B'	15 (30×0.5)	B	18	C	12	45	15

平均得点の合計点が、委員会としての得点

4. 自治体からの質問・回答(第4回)

(今回自治体からの質問提出は0件)

【質問の受付期間】

2022年1月21日～2月3日

【質問の受付数】

計0問